平成２２年（フ）第３５７７号
横浜市都筑区東山田４丁目５番５―401号
債務者　成田　美佳（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５８９号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート21棟304号
債務者　渡辺　正智
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５９６号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田２丁目６番19号
債務者　小椰　京子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６００号
神奈川県茅ヶ崎市堤90番地１　メゾンパル３号室
債務者　對馬　慶子（旧姓大瀧）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６０３号
神奈川県茅ヶ崎市柳島１丁目５番13号
債務者　柳田　雅也
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６０４号
横浜市旭区上白根２丁目18番52号　ルミエール白根Ｂ101
債務者　本吉　　悟
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６１５号
横浜市磯子区汐見台３丁目３番地２　3302棟221号
債務者　東海林　誠
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７２５号
横浜市青葉区新石川１丁目17番地２　チハルコーポ103
債務者　嶋田　真吾
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７９２号
横浜市都筑区東山田町866番地　山田フードビル301
債務者　龍川　徳秋
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１号
横浜市栄区公田町169番地　ラ・フィネ・アイダ301号
債務者　菊地真奈美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３８号
北海道旭川市豊岡５条２丁目６番７号
債務者　倉重　雅樹
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４０号
北海道十勝郡浦幌町字吉野184番地
債務者　小倉　清美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１７８６号
東京都荒川区南千住３丁目41番２―704号
債務者　海老原正樹
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４２号
岡山県真庭市中河内2015番地１
債務者　三船　英治
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午前11時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１４３号
岡山県真庭市中河内2015番地１
債務者　三船　幸江
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午前11時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３４９号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条南３丁目１番地68
債務者　都鳥まゆみ
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前９時30分
釧路地方裁判所